

長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

長崎市議会委員会条例（昭和31年長崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第2条の2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。

名 称	定 数	所 管
総 務 委 員 会	10 人	(1) 次に掲げる組織の所管に属する事項 ア 秘書課、資産経営室、広報広聴課、しごと改革室、 防災危機管理室及び出納室 イ 総務局企画財政部 ウ 総務局総務部 エ 総務局理財部 オ 市民局市民生活部 カ 市民局国体推進部 キ 消防局 ク 選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員 (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事項以外の 事項であって、次に掲げるもの ア 総務局の所管に属する事項 イ 市民局の所管に属する事項（市民生活部又は国体 推進部の所管に属する事項が主となるものに限 る。） ウ ア及びイに掲げるもののほか、他の委員会の所管 に属しない事項
教育厚生 委 員 会	10 人	(1) 次に掲げる組織の所管に属する事項 ア 市民局原爆被爆対策部 イ 市民局福祉部 ウ 市民局市民健康部 エ 市民局こども部

		<p>オ 教育委員会</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事項以外の事項であって、市民局の所管に属するもの（総務委員会又は環境経済委員会が所管するものを除く。）</p>
環境経済委員会	10人	<p>(1) 次に掲げる組織の所管に属する事項</p> <p>ア 市民局環境部</p> <p>イ 経済局商工部</p> <p>ウ 経済局文化観光部</p> <p>エ 経済局水産農林部</p> <p>オ 農業委員会</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事項以外の事項であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 市民局の所管に属する事項（環境部の所管に属する事項が主となるものに限る。）</p> <p>イ 経済局の所管に属する事項</p>
建設水道委員会	10人	<p>(1) 次に掲げる組織の所管に属する事項</p> <p>ア 建設局土木部</p> <p>イ 建設局都市計画部</p> <p>ウ 建設局建築部</p> <p>エ 上下水道局</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事項以外の事項であって、建設局の所管に属するもの</p>

第2条の3を削る。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改める。

第9条の見出し中「、秩序保持権」を「及び秩序保持権」に改める。

第12条中「ときは」を「ときは、」に改める。

第16条中「委員は」を「委員は、」に改める。

第17条第2項中「委員長は」を「委員長は、」に改める。

第25条の見出し中「委員と公述人」を「委員及び公述人」に改める。

第 27 条第 3 項中「委員と公述人」を「委員及び公述人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 9 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条、第 25 条及び第 27 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成 23 年長崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 長崎市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の表総務委員会の項第 1 号中カを削り、キをカとし、クをキとし、同項第 2 号イ中「又は国体推進部」を削る。